

国立大学法人東京外国語大学 利益相反マネジメント規程

〔令和3年4月27日〕
規則第27号

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）及び役職員等の利益相反につながる行為を未然に防止するため、本学及び役職員等の利益相反の適切な管理（以下「利益相反マネジメント」という。）に関し必要な事項を定め、公正かつ効率的に業務に専念でき、安心してさらなる産学官連携活動を含む社会・国際貢献活動（以下「連携活動等」という。）を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「利益相反」 教育及び研究に関する本学及び役職員等としての責任と本学及び役職員等が企業等との関係で得る利益又は責任が相反する状況をいう。
- (2) 「役職員等」 次条各号に定める者をいう。
- (3) 「企業等」 企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう。

（利益相反マネジメントの対象者）

第3条 利益相反マネジメントの対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の役員及び職員（非常勤職員、特定有期雇用職員を含む。）
- (2) 本学及び前号に規定する者が行う学外との共同研究、受託研究等に参画する本学の学生等
- (3) その他第5条に規定する委員会が指定する者

（利益相反マネジメント対象事象）

第4条 この規程に基づく利益相反マネジメントは、役職員等が行う次の各号に掲げる活動を対象とする。

- (1) 学外に対して連携活動等（企業への兼業、共同研究、受託研究等）を行う場合
- (2) 企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金等）又は便益（物品、設備、人員等）の供与若しくは株式等の経済的利益（公的機関から受けたものは除く。）を得る場合
- (3) 前号の企業等から一定額以上の物品・サービス等を購入する場合
- (4) 学生等を連携活動等に従事させる場合
- (5) その他次条に規定する委員会を対象とすることを指定した場合

2 前項に規定するもののほか、前項各号に掲げる場合等に関連し、本学が組織として利益を得る場合は、利益相反マネジメントの対象とする。

（利益相反マネジメント委員会）

第5条 本学に、利益相反を適正に管理するために、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長
- (2) 大学院総合国際学研究院長
- (3) 大学院国際日本学研究院長
- (4) アジア・アフリカ言語文化研究所長
- (5) 事務局長
- (6) その他学長が必要と認めた者

3 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議又は実施する。

- (1) 利益相反マネジメントポリシーの改廃に関する事項
- (2) 利益相反による弊害を抑えるための施策に関する事項
- (3) 利益相反マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 利益相反マネジメントに関する審査及び勧告等に関する事項
- (5) その他利益相反に関する重要事項

4 第2項第6号により学長が指名した者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の任期の末日は、当該委員を指名する学長の任期の末日とする。

5 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員会に、委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

7 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

8 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

9 委員会の議は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の議決の決するところによる。

10 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
(利益相反マネジメント調査)

第6条 利益相反マネジメント調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利益相反チェックシートの提出
- (2) ヒアリング
- (3) モニタリング
- (4) その他委員会が必要と認める調査

2 前項各号による調査の実施手続きに関し必要な事項は、委員会が別に定める。
(審査、勧告等)

第7条 委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、利益相反の状況が本学として許容できるか否かについて審査する。

2 委員会は、前項の審査の結果、改善の必要があると認められる場合は、学長に報告の上、

関係する役職員等に対して勧告等を行う。

3 委員会は、前項の勧告等を行った場合、当該役職員等のその後の状況をモニタリングする。

(不服申立)

第8条 前条第2項の勧告等を受けた役職員等は、その勧告等に不服がある場合には、学長に再審査を請求することができる。

2 学長は、前項の再審査請求があった場合、再審査の必要性を判断し、速やかに委員会に再審査を行わせるものとする。

3 委員会は、再審査において、必要に応じて、学外の有識者を委員に加えることができる。

4 委員会は、再審査結果を学長に対して報告を行い、学長は、最終決定を行ったうえで再審査請求者へ通知するものとする。

(研修等の実施)

第9条 委員会は、役職員等に対して利益相反マネジメントに関する研修等を行うものとする。

(情報公開)

第10条 委員会は、本学の利益相反マネジメントに関する状況を必要な範囲で学外に公表する。

(利益相反に関するチェックシート等の保管)

第11条 委員会は、役職員等から提出された利益相反に関するチェックシート等を適切に管理・保管する。

(秘密保持)

第12条 委員会の委員は、会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、委員の職を退いた後も同様とする。

2 第5条第10項および第8条第3項の規定により委員会に出席した者についても、前項を適用する。

(委員会の庶務)

第13条 委員会の庶務は、関係課等の協力を得て、総務企画部研究協力課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるものの他、利益相反マネジメントに関し、必要な事項は委員会において定める。

附 則

この規程は、令和3年4月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。